

平成22年度本庄市情報公開・個人情報保護審議会議事録

(平成22年6月18日午後2時から／504会議室)

出席者)

審議会委員；町田、田中、長井、神部、石橋各委員

(事務局) 行政管理課；山中部長、金井課長、山田課長補佐、荒川

健康福祉部福祉課；山口次長、市川課長、上野課長補佐

総務部自治防災課；関和課長

市民課；柳田課長

1. 開 会

金井課長；本日は、公私共にお忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。ただ今から、本庄市情報公開・個人情報保護審議会を始めさせていただきます。本日の進行役を務めさせていただきます本庄市総務部行政管理課長の金井です。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、本庄市総務部長の山中からあいさつを申し上げます。

2. あいさつ

山中部長；委員の皆さまにおかれましては暑い中お集まりいただき、ありがとうございます。本日は個人情報の目的外利用について審議をいただきます。委嘱以来初めての審議会と思っておりますが、よろしくお願いいたします。

3. 議 事

(配布資料確認、委員自己紹介に次いで事務局（行政管理係）職員自己紹介)

金井課長；本庄市情報公開・個人情報保護審議会条例第7条で、「審議会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員に出席を求めて意見若しくは説明を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。」とうたわれておりますが、本日関係者の同席の許可をいただき、説明を求めることを了承いただけますでしょうか。

(異議なしの声。関係各課職員入室し、自己紹介。)

金井課長；続きまして、会長、副会長の選出でございますが、本庄市情報公開・個人情報保護審議会条例第5条では、「審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。」とございますので、ただ今から、会長、副会長の互選を行いたいと思います。

初めに、会長の互選ですが、委員の皆さまから自薦、他薦などございますか。

石橋委員；田中委員を推薦します。

金井課長；ただ今、田中委員を推す声ございましたが、いかがでしょうか。他に推薦がないようでしたら、会長に田中委員に就任していただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

金井課長；異議がないようですので、田中委員を会長とさせていただきます。

続きまして、副会長の互選を行います。委員の皆さまから自薦、他薦などございますか。

町田委員；神部委員を推薦します。

金井課長；ただ今、神部委員を推す声ございましたが、いかがでしょうか。他に推薦がないようでしたら、副会長に神部委員に就任していただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

金井課長；異議がないようですので、神部委員を副会長とさせていただきます。

それでは、ただ今決定させていただきました田中会長と神部副会長につきましては、前方の会長席、副会長席へ移動をお願いします。

(会長、副会長席移動)

金井課長；続きまして、ここで審議会に諮問をさせていただきます。

(諮問書の提出。山中部長から田中会長へ。諮問概要説明。各委員にも写しを配

布。)

金井課長；規定により、会長が議長を務めます。田中会長お願いします。

田中会長；不慣れではございますが、議事の進行を務めさせていただきます。では諮問書の内容説明を事務局からお願いいたします。

山田補佐；(資料に基づき諮問書の内容説明。)以上、個人情報の目的外利用の可否について諮問させていただくものです。

田中会長；ただ今の事務局説明について、委員の皆さまから質問はございますか。

町田委員；資料2頁の「要援護者の対象となる者」(1)～(7)の該当者はどのくらいいるのでしょうか。

山口次長；住民情報を基に把握する予定でございます。現段階では把握しておりません。

町田委員；(1)～(7)の内訳はどのくらいでしょうか。

山口次長；これから把握することとなります。

町田委員；ではいつ頃把握できますか。

山口次長；当審議会の答申を受けてから対象者の集計等の業務に入る予定です。

上野補佐；答申を受けて、今年度中に集計する予定であります。

町田委員；答申を受けてからのスケジュールということですが、では今年度中に何回この審議会を開く予定でしょうか。それにより、今日どこまで審議するのか。重要な点です。

山田補佐；本日の審議会で、目的外利用の可否についての答申をいただきたいと思っております。

山中部長；住民記録の情報を持っているのは市民課であり、要援護者の名簿作成を行いたいのは福祉課及び自治防災課ですので、その利用についてということでございます。

神部副会長；要援護者の名簿ということですが、民生委員は同種の名簿を皆持っています。これについてはどうでしょうか。

山田補佐；民生委員は福祉関連の法令に基づいて業務を行っていると思いますが、そのことを基にそのまま今回のケースに当てはめるということはできません。

石橋委員；災害時の要援護者の把握を目的としており、実際の利用に当たっては本人同意を求めるものであるし、それほど難しく考えることはないのではないのでしょうか。必要なものでしょう。

町田委員；個人情報に業務外に使われる恐れはないのでしょうか。対策は。

山口次長；対象者の情報を登録するコンピュータは、他のコンピュータシステムから独立した形態となります。また、当該情報は個人情報保護条例等に基づき適正に扱うものです。

町田委員；漏えいの心配はないということですね。

田中会長；他に質疑はございますか。

ないようですので、質疑を終えます。

続きまして、諮問をいただいた「本庄市災害時要援護者避難支援プラン」「個別支援計画」についてでございますが、個人情報を目的外利用することにつきまして、ご意見はございますか。

長井委員；申し訳ありませんが、ここまでの説明を聞いて、いまいち概要がわかりません。

上野補佐；要援護者対象リストの該当者に通知し、本人に手を挙げてもらい、同意を得た人だけを登録し、個別支援計画を作成するものでございます。対象者であって希望しない人もいるでしょう。

長井委員；あくまで希望者だけということですね。

神部副会長；住民情報は市民課にあるのであれば、市役所内部で別の課が利用す

ることは難しい問題ではないのではないのでしょうか。また、今日の諮問に対する答申で、我々委員が責任を負うことはないのでしょうか。

山中部長；市役所内部の利用とはいえ、法的には目的外利用に当たるため、あくまで審議会の答申を要します。個人情報漏えい等の問題が発生した場合の責任の所在は市となりますので、委員が責任を負うことはございません。

田中会長；他に、ご意見がないようでしたら、個人情報を目的外に利用することに対しての賛否を取りたいと思いますが、目的外利用に賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

田中会長；全員賛成で、目的外利用を認めることとします。

次に「(2) その他」について、事務局より説明をお願いいたします。

(本日の審議会についての報酬額支払い等について説明。)

田中会長；それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。その他意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

では私から、これは要望ですが、資料の配布について、今後は当日の配布ではなく、事前をお願いします。

(審議資料自体は事前に配布していたが、その他参考資料一部は当日配布あり。)

田中会長；その他、何かございますか。特にないようでしたら、これで、本日の議事を終了いたします。

議事進行に際しまして、皆様のご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。本日の議長を解かせて頂きます。ありがとうございました。

金井課長；皆様には熱心に審議をいただき、ありがとうございました。今後ともよろしく申し上げます。

以上閉会